

# 「公共工事等における新技術活用システム」 における工事成績評定の措置について

国土交通省大臣官房技術調査課

## はじめに

建設工事において優れた技術を持続的に創出していくためには、民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事で積極的に活用していくことが重要です。

国土交通省では、平成13年に有用な新技術の活用を円滑に進めるため、新技術に関する情報の収集や発注者間での共有、現場への試行導入の手続き、導入効果の検証・評価という一連の流れを体系化した「公共事業における新技術活用促進システム」を創設し、新技術の公共工事への活用を促進してきました。

今年8月からは、有用な新技術の一層の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、これまでのシステム全体を事後評価中心型に再整理し、「公共工事等における新技術活用システム」として本格運用を開始しました

今般、新技術の活用を促進するための請負者へのインセンティブとして、従来の請負工事成績評定要領の運用を一部改正し、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき、国土交通省発注の土木工事において新技術の活用方式の一つである「施工者希望型」によりNETIS登録技術の活用等を行う場合、当該工事の工事成績

評定において加点措置することとしたのでお知らせします。

(参考) 「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(平成18年7月)一部抜粋

### 3.5 新技術の活用促進

#### 3.5.5 施工者による新技術の活用等を促進するための方策(p.40, 41)

施工者による新技術の活用等を促進するため、施工者希望型における技術提案に対する技術評価及び工事成績への加点等の措置を行うものとする。

(1) 省略

#### (2) 施工者の工事成績評定への措置

「施工者希望型」によりNETIS登録技術の活用等を行った場合について、発注事務所が適切と判断する場合は施工者の工事成績評定の加点の対象とするものとする。

なお、加点の対象範囲、加点方法等については別に定めるものとする。

各地方整備局企画部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「公共工事等における新技術活用システム」については、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成18年7月5日付国官技第86号、国官総第237号）及び「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成18年7月5日付国官技第87号、国官総第238号、国営整第6号、国総施第60号）（以下、「実施要領」とする。）にて通知したところであるが、実施要領「3.5.5 施工者による新技術の活用等を促進するための方策」の「(2) 施工者の工事成績評定への措置」について、「請負工事成績評定要領の運用について（平成13年3月30日付国官技第93号）」及び「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成17年6月30日付国官技第6号）」の「地方整備局工事成績実施要領（別添1）」の「工事成績採点表〔完成、一部完成〕（別記様式1）」の「工事成績採点の審査事項の審査項目別運用表（別紙1⑥）」を別添のとおり改正したので通知する。

（別添）

別紙 1⑥ 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の および に✓マーク、・に を記入する。 （主任監督員）

審査項目	細別	技術キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事例
4 高度技術 キーワード 評価	Ⅰ 高度技術 キーワード 評価	施工規模の大きさへの対応 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 2 その他 理由：	<b>【施工規模が大規模】</b> 下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合 ・切土・盛土工 15万 m <sup>3</sup> < V ・護岸・築堤高 10m < H ・トンネル（シールド） 10m < ・ダム用水門 < 設計水深25m ・樋門・樋管 15m <sup>2</sup> < A ・揚排水機場 2000mm < ・堰、水門 最大径間長25m 以上又は径間数 3 径間以上又は50m <sup>2</sup> /門 ・トンネル（開削工法） 20m < H ・トンネル（NATM） 内空断面積 85m <sup>2</sup> < A ・トンネル（沈埋工法） 300m <sup>2</sup> < A ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m < H ・地滑り防止工 100 m < W 又は150m < L ・浚渫工 100万 m <sup>3</sup> < V ・流路工 500m <sup>3</sup> < Q ・砂防ダム 30m < H ・ダム高 150m < H ・転流トンネル 400m <sup>3</sup> /s < Q ・橋梁下部工 高さ 30m < H ・橋梁上部工 最大支間長 100m < L
		構造物固有の難しさへの対応 3 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） 4 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 5 その他 理由：	<b>【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】</b> ・地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM 解析等の施工のための検討が必要な工事。 ・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。等 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・技術活用パイロット技術。又は特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ・その他、コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 ・VE 提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 ・構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		技術固有の難しさへの対応 6 NETIS 登録技術のうち試行技術を活用した場合 7 活用した試行技術が「少実績優良技術」、もしくは当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合 8 NETIS 登録技術（試行技術を除く）のうち「有用とされる技術」を活用した場合 9 NETIS 登録技術（試行技術を除く）のうち「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合 10 NETIS 登録技術以外の新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 11 工種及び工法の特異性 12 その他 理由：	<b>【NETIS 登録技術の活用】</b> ・左記6～9については、NETIS 登録技術を「施工者希望型」で試行及び活用した場合に限る。

審査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
		厳しい自然・地盤条件への対応 13 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 14 軟弱地盤、支持地盤の状況 15 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 16 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 17 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 18 その他 理由：	<b>【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。</li> <li>支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。</li> <li>急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。</li> <li>斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。</li> <li>海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。</li> <li>国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。</li> <li>冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。</li> <li>その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</li> </ul>
		厳しい周辺環境等、社会条件への対応 19 地中埋設物等の地中内の作業障害物 20 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 21 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 22 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 23 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 24 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 25 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 26 その他 理由：	<b>【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。</li> <li>鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。</li> <li>市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</li> <li>市街地での夜間工事。</li> <li>DID 地区での工事。</li> <li>供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。</li> <li>供用中の道路での舗装及び修繕工事等。</li> <li>供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。</li> <li>支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。</li> <li>工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。</li> <li>地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。</li> <li>工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。</li> <li>工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。</li> <li>環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。</li> <li>施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。</li> <li>大気圧を越える気圧下の作業室での工事。</li> <li>酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事。</li> <li>工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。</li> <li>その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</li> </ul>
		施工現場での対応 27 災害等での臨機の処置 28 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 29 その他 理由：	<b>【事例：施工現場での対応工事等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害等での臨機の処置</li> <li>施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</li> <li>その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要のある事項</li> <li>理由：</li> </ul>
		その他 30 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要のある事項 理由：	<b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。</li> </ul>
記述評価	評点： 点	・高度な技術力は、加点点評価とする ・加点は+13点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。 ・項目8、9に該当する場合は4点加点とする。	<b>【高度技術のキーワードの詳細】</b>

高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術力を評価するものである。なお、評価は「5 創意工夫」との二重評価はしない。